

<ブルーレヴズ RFC 清水 規約>

第1条【名称及び所在地】

- ・当クラブは、「ブルーレヴズ RFC 清水」（以下「当クラブ」という）と称し、運営事務局を静岡ブルーレヴズ株式会社（以下「当社」という）に置きます。

第2条【目的】

- ・当クラブは、ラグビーを通じてラグビーの普及及び技術水準の向上を図ることにより、会員の心身の健全な育成とスポーツへの正しい理解を深め、かつ、地域社会の豊かなスポーツ文化の振興に寄与することを目的とします。

第3条【運営】

- ・当クラブの運営は前条の目的に即して運営事務局が行うものとします。

第4条【会員資格】

- ・当クラブに入会できる者は、本規約に同意した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当クラブが入会に適すると認めた者（以下、会員）とします。又、未成年の者が入会する場合には、親権者その他の法定代理人（以下「保護者」という）の同意が必要となります。

第5条【クラス編成】

U-15（中学1～3年生）、1クラスで形成されます。

学年、年齢	クラス名
中学校1～3年生	U-15 クラス

- ・会員は当クラブの指定するクラスに所属するものとします。

第6条【指導】

- ・会員はその所属するクラスの開校日・時間に限り、そのクラスの指導者から指導を受けることができます。

第7条【活動期間など】

- ・当クラブの活動期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。またクラブの活動日程、場所などの詳細は当クラブホームページ（<https://sgrum.com/web/bluerevsrfcshimizu/>）等で会員に対して告知します。

第8条【入会手続き】

1. 当クラブの会員となることを希望する者は、当クラブホームページにおいて、所定の申込フォーム

に必要事項を入力し、当クラブに提出するものとしします。また、未成年の者が入会する場合には、保護者が申し込みをしなければなりません。

2. 当クラブの会員となることを希望する者は、当社が入会申込フォームやその他当社の指定する書面を審査し、その入会を承認した時に会員となることができます。
3. 会員の入会日は受講開始日としします。
4. 当クラブは、以下に該当する者の入会をお断りすることができます。
 - ・過去に第 22 条に規定する事由に該当し、除名になった者
 - ・その他当スクールがこれに準ずると判断した者

第 9 条【年会費等】

1. 会員または保護者は、当クラブの定める方法で、指定期日までに年会費を納めていただきます。
2. 大会・合宿参加費や交通費等の費用が発生した場合、指定期日までに当クラブの定める方法にて納めていただきます。
3. 会員及び保護者は、理由の如何を問わず、一旦納入した年会費、大会・合宿参加費や交通費等の費用の返金請求は一切できないものとしします。

第 10 条【月会費】

1. 会員または保護者は、第 9 条の年会費・運営費等とは別に、当クラブの定める方法で、指定期日までに月会費を納めていただきます。
2. 月会費の返金については下記の通り定めます。返金のスケジュールおよび方法は、その都度当クラブからご案内しします。

クラブ都合※1 による活動の中止	月の活動が予定の 50%未満	半額返金
	月の活動が全て中止	全額返金
会員都合※2 による欠席	返金なし	

※ 1 活動場所が確保できず、オンライントレーニングなどの代替活動も実施不可の場合。悪天候天災等の不可抗力、緊急事態宣言発令等による全活動の中止も含みます。

※ 2 自己都合による欠席（旅行、学校行事等）のほか、第 13 条に該当する場合も含みます。

第 11 条【用品】

- ・会員は当クラブの定める用品を購入・着用して、クラブ活動に参加することとしします。ただし清水南ラグビー部用品を着用して参加することは可能としします。

第 12 条【遵守事項】

会員及び保護者は、以下条項を遵守しなければならないものとしします。

- ① 本規約を遵守すること。
- ② 活動の目的を理解し、指導者の指示に従うこと。

第13条【クラブへの参加禁止】

・当クラブは、下記に該当する会員には、クラブへの参加を禁止することができます。なお、この場合は会員都合の欠席扱いとなり、月会費の扱いは第10条に規定する通りとなります。

- ① 感染症法に規定または同法に基づき指定される感染症もしくは集団感染するおそれのある疾病に罹患している方
- ② インフルエンザ等の流行により学級閉鎖、学校閉鎖等の措置に従っている方
- ③ 本規約を遵守しない方（月会費を期日までに支払わない場合など）
- ④ 第29条に規定する反社会的勢力に該当する方
- ⑤ 当社が、他の会員に迷惑をかけると判断した方
- ⑥ 正当な理由なく本クラブの指導者の指示に従わない方
- ⑦ 過去に本クラブで除名の通告を受けたまたは除名処分となったことがある（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または他のラグビースクール等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方
- ⑧ その他当クラブが都度指定する参加禁止条件に該当する方

第14条【届出事項の変更】

・会員は、当クラブに第8条第1項にしたがって届け出た情報等について変更があった場合、所定の方法で、当クラブに届け出るものとします。尚、前述の届け出がないため、当クラブからのメールまたは送付資料その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものと見なし、当クラブは一切責任を負わないものとします。

第15条【休会】

1. 会員は会員の都合により当クラブの休会(引き続き1ヶ月以上3ヶ月以下休む場合をいう)を希望するクラブ生は、休会希望月の前月15日までに所定の方法で申請することにより、翌月から休会することができるものとします。なお、休会中は月会費を免除としますが、休会の申し入れを行った当月分の月会費は返金いたしません。
2. 休会の期間は3ヶ月以内とし、休会の期間が経過したときは原則として自動的に復会するものとする。ただし、会員が怪我などの理由で休会の延長を希望する場合、速やかに当クラブに申し出て承認を得るものとします。
3. 一活動期間内において、休会は3か月単位とし、連続して2度まで休会できることとします。それ以上休む場合は自動退会と致します。ただし、当クラブが特別に認めた場合にはこの限りではありません。

第16条【復帰】

・休会届を提出した会員が復帰する場合は所定の方法で、復帰希望月の前月15日までに当クラブに通知することとし、当該会員の怪我や疾病の状況にかんがみ、当クラブが復帰の承認をしたときに、復帰希望月から復帰することができるものとします。

第17条【退会】

- ・会員は、会員の都合により退会する場合には、所定の方法にて退会希望月の前月15日まで当スクールに通知することにより、当クラブの承認を得た時に、退会希望日から退会できるものとします。なお、退会の申し入れを行った当月分の月会費は返金いたしません。

第18条【自動更新】

- ・会員から第18条に基づき退会の通知をしない限り、当クラブの会員資格は自動的に継続され、該当するクラスに所属するものとします。この場合、会員は該当するクラスの年会費と月会費を支払うものとします。

第19条【保険】

1. 会員は当クラブが定める保険に加入するものとします。また加入手続きは、当クラブで行うものとします。なお、保険料は第9条に規定される年会費に含まれます。
2. クラブ活動・試合及びそれに伴う往復路での負傷時及び事故の場合における補償は、加入する保険会社の約定通りとなります。

第20条【負傷時の対応】

- ・会員が、クラブ活動・試合及びそれに伴う往復路での負傷時及び事故にあった場合、応急処置は行いますが、それ以上について、当クラブは一切責任を負わないものとします。

第21条【除名】

- ・当社は会員及び保護者が次の各号の位置にでも該当するときは、会員資格を停止し、除名することができるものとします。
 - ① 年会費・月会費・その他の費用の支払いを3か月以上滞納した場合
 - ② 当クラブの運営を故意に妨害した場合
 - ③ 本規約または本規約に付随する諸規則に違反した場合
 - ④ 当クラブの名誉または信用を傷つけた場合
 - ⑤ 第4条に定める会員資格を欠いていることが判明した場合

第22条【譲渡禁止】

- ・会員は、その会員たる地位を第三者に譲渡することはできないものとします。

第23条【免責】

- ・会員及び保護者は、当クラブのクラブ活動中・試合及びそれに伴う往復路における事故、事件、傷害、盗難、トラブル、また会員同士のトラブルについて、当社の故意または重大な過失に基づく以外のものであって、何ら損害賠償を求めないものとします。

第24条【休講】

・当クラブは、天候等の状況により、クラブ開催が困難と判断した場合は、休講とします。

第25条【クラブの廃止】

1. 当社は3か月前に予告することにより、当クラブを廃止することができるものとします。
2. 当社が当クラブを廃止したときは、会員は、当然に、その会員たる地位を失うものとします。
3. 前項の場合、納入済みの年会費は、月割り計算により精算し、無利息にて返還するものとします。
4. 会員および保護者は、当クラブを廃止した場合といえども、会社に対し、前項の返還を除き、補償その他の請求、異議申立てをすることはできません。

第26条【写真・映像等の使用】

・会員は、会員が映った映像・写真を、当クラブ、当社及び当社スポンサーによる広報利用・商業利用（公式ホームページ、SNSなど）はじめ、一般メディアの報道（試合中継・テレビ・新聞）などに使用することをあらかじめ承諾するものとします。

第27条【通信費の負担について】

・本規約に基づく当クラブのサービスを利用するにあたり発生するスマートフォンやパソコンのデータ通信費は会員負担となります。

第28条【反社会的勢力の排除】

1. 会員または保護者は当社に対して、以下のとおり表明し、確約します。
 - 1) 現在、又は今までに、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）に自らが該当しないこと、且つ将来に亘っても該当しないこと。
 - 2) 反社会的勢力と、現在又は過去を問わず、以下のいずれにも該当しないこと、且つ将来に亘っても該当しないこと。
 - ① 反社会的勢力によって、その経営を支配される関係
 - ② 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係
 - ③ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営の協力し、又は関与している関係
 - ④ 不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - ⑤ その他反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係
2. 会員または保護者は当社に対して、会員自ら又は第三者を利用して以下のいずれの行為も行わないことを確約します。
 - 1) 暴力的な要求行為又は営業行為
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為又は営業行為

- 3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方及び相手方と提携する第三者の信用を棄損し、業務を妨害する行為
 - 5) 反社会的勢力に自己の名義を利用させる行為
 - 6) 詐術行為
 - 7) その他上記各号に準ずる行為
3. 会員または保護者が、前第1項又は前項のいずれかに違反するときは、当社は何らかの通知催告を要せず、当クラブのサービスの提供を中止し、又は当クラブから退会させることができます。
4. 前項に基づく当クラブからの退会手続は、当社による会員または保護者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。
5. 前第3項に基づき当クラブのサービスの提供を中止し、又は当クラブから退会させた場合、会員または保護者はこれらにより生じる損害について、当社に対し、一切の請求を行わないものとします。

第29条【個人情報の取り扱い】

- ・当スクールが取得する個人情報は、以下の通りです。
 - ① 氏名、メールアドレス、続柄、住所、電話番号、生年月日、性別、学年、緊急連絡先、通学先
 - ② ご意見、ご要望、お問い合わせ及び会員から申し出ていただいた内容
 - ③ その他「2. 個人情報の利用目的」を達成する上で取得または発生する個人に関わる情報
- ・当クラブは取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内でのみ適切に利用いたします。
 - ① クラブ情報等の案内・連絡に関する電話やメール等による連絡
 - ② クラブ生アンケート等の実施
 - ③ ラグビー協会登録や保険加入の際の個人情報登録
 - ④ 各種問い合わせ、依頼事項の対応
 - ⑤ 当クラブ、当社及びチームの公式ホームページ・SNS・広報物写真使用
 - ⑥ 静岡ブルーレヴズのチケットの会員割引を行うための認証
 - ⑦ 静岡ブルーレヴズのチケット、グッズ、ファンクラブ等、当社の各種営業に関するご案内（電子メール、電話を含む）
 - ⑧ クラブ活動等の向上を目的とする調査と情報収集、情報分析
 - ⑨ 法令、条例その他の規制の遵守
 - ⑩ その他適用される法令で認められる場合
- ・当スクールは運営にあたり、当スクールが指定するアプリ利用のために、Sgrum 株式会社へ会員の個人情報を提供します。会員はアプリをダウンロードする際に「アプリ規約」を必ずご確認ください。なお、法令に定める場合その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、前述の会社以外の第三者（当クラブがクラブに関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く。）に対して、会員の個人情報を会員の同意を得ないで提供しないものとします。
- ・当クラブの個人情報の取扱いに関する問合せは、第35条に定める宛先となります。
- ・その他個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー（<https://www.shizuoka-blurevs.com/privacypolicy/>）に準じるものとします。

第30条【付則】

- ・当クラブは必要に応じ、随時本規約を改定できると共に、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。会員は本規程の改定ならびに細則にしたがうものとします。
- ・当クラブは、本規約の変更を行う場合には、当クラブが別途定める場合を除き、当クラブホームページ上で公表する方法により行います。また公表の際は、効力発生時期を定め、かつ、変更を行う旨、変更後の内容、および効力発生時期を、予め会員に周知するものとします。

第31条【準拠法】

- ・本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第32条【専属的合意管轄裁判所】

- ・当社および会員は、当社と会員との間で、本規約に関して、または、当クラブもしくはサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じて浜松簡易裁判所または静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第33条【発効】

- ・本規約は、2023年4月1日より効力を生じるものとします。

第34条【問い合わせ】

- ・本規約についての問い合わせ、または、本規約に関する連絡は、次の宛先に行うものとします。

〒438-0002

静岡県磐田市大久保 891-106

ブルーレヴズ RFC 清水事務局

TEL 080-7015-7028

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝、年末年始、システムメンテナンス日及び当社が別途指定する日は休業となります）

ホームページ <https://sgrum.com/web/bluerevsrfcshimizu/>

▼各種料金一覧

会費 (税込)	年会費（年次更新） ※保険料、協会登録料含む	3,000 円
	中学1年生	5,500 円

	中学 2 年生、3 年生	7,700 円
その他	遠征・合宿などの参加には別途費用が掛かります。 ご入会時、クラブ指定の用品をご購入頂きます。	

版数	施行日	改訂履歴
第 1 版	2023 年 4 月 1 日	初版発行
第 2 版	2024 年 4 月 1 日	改訂版発行